

# 時の動き

## 相次ぐ「君が代不起立裁判」での逆転勝訴

### 編集部

#### 画期の大阪高裁判決

「法の番人」という時の「法」とは日本国憲法をさすことは大概の日本人であれば学校教育で習ってきたことです。しかし、現実的には法で裁く立場の裁判官、特に最高裁判事の「反動」は言うまでもありませんが、憲法判断を避けています。そのため、下級裁判所の憲法判断もこの間「日の丸・君が代」裁判では常軌を逸した判断を繰り返してきました。

憲法に限って言えば、第8章92条以下「地方自治法」が定めてあります。

その法によれば、地方自治法の観点からも、辺野古新基地建設、その後の土砂埋め立てなど県知事が反対し、県民が反対しているのだから、「憲法」が制定した「地方自治法」に従うべきだと考えます。

だけでなく、この間、「関西生コン」など労働裁判では、でっち上げなどで「長期拘留」という基本的人権を犯すことを裁判所が認めてきたことです。

さて、21年12月9日、大阪高等裁判所で、地方裁判所の判断を覆す「逆転勝訴」を勝ち取りました。

この判決で安心はできませんが、それでも「画期」の判決であったということです。

#### 前触れはありました

大阪高裁の具体的判断は、「元教諭の「君が代不起立」を理由とした再任用拒否という地裁判断を覆しました。

教員、教職に携わる労働者も基本的人権、学問の自由は「憲法」で認められた権利でもあります。

大阪高裁判決に先立って、21年2月に、最高裁判所の逆転判決、労働者



最高裁判所



大阪高等裁判所

側の訴えに対して懲戒処分を不当としたことです。

もつとも痛み分けという側面を否定できませんが「日の丸・君が代」不起立の処分を取り消したことでした。

### 二つの裁判の具体的中身は

21年2月の最高裁判決を説明します。東京都立学校の卒業式で「君が代」斉唱時に起立しなかったことで停職6カ月の処分を受けた元教諭女性二人が都を相手取り処分の取り消しと賠償を求めた訴訟で、最高裁判所は双方の上告を棄却しました。これにより2人の処分を取り消し、賠償請求を棄却した二審東京高等裁判所判決が確定しました。

さらに最高裁判所は、「不起立が積極的に式典を妨害したわけではなく、下級審の判断は、バランスを欠いた違法な処分」としました。日本全国で「日

の丸・君が代」裁判を起こしています。が今後の裁判闘争にとって明るい「画期」の判決だといえます。

### 大阪でのたたかひの中身は

さて、大阪高裁判決もすべて良しとなったわけではなく「良心と信条の自由」は全く認定されたわけではありません。再任用の不起立を理由とした判決の判断だけで、処分を違憲とした判断は大阪高裁では示されませんでした。このような状況で原告Mさんは次のように述べています。

今後あるべき問題点は、「上からの指示でもおかしいと声を上げられる社会になればよい」とし、「違憲」の主張は認められなかったことに対して「非常に不満が残る」と語り、逆転勝訴ではあったが、すべて良しとしなかったことから明らかです。

(文責・編集部 飯田邦雄)